

別冊給水装置工事施行基準は、標準給水装置工事施行基準より優先する。
見出し(章節番号、段落番号等を含む)については、標準給水装置工事施行基準に準拠している。なお、別冊給水装置工事施行基準独自の事項については見出し番号を追加している。

1.総則

1.1 施行基準

1.1.2 給水装置の定義(P.1)

- 田尻水道事業においては、水道メーターの貸与品は口径13～40mmとする。また、口径50mm以上のメーター及び遠隔装置付集中検針の場合は、私設メーターとする。

3. 手続

3.3 事務手続(P.16)

1. 事前協議

(4) その他

~~水道直結式スプリンクラー設備の設置を伴う工事については、事前協議不要とし、所管消防署と協議を行うこと。~~

2. 工事の申込み

~~(3)臨時栓工事 建築確認申請のある住宅等建築工事のために使用する工事用の水栓は、一般用として専用給水装置の水道料金を適用するが、臨時栓工事として取り扱う。~~

~~(4)給水主管工事 泉南水道センターでは、令和6年9月まで配水管工事又は給水管工事と取り扱いをしていたため注意すること。~~

表3-2に記載する以下の工種の申込は対象外とする。

工種		内容	
A	新設	2	用途指定(散水・駐車場・畑等)
B	改良	2	用途指定(散水・駐車場・畑等)

~~工種及び給水方法の内容等については参考のため、不明な場合は泉南水道センターへ問い合わせを行うこと。~~

10.メーター出庫

指定工事業者は、メーターが必要な場合、加入金の納入後にメーターを受け取ることができる。

~~※臨時栓工事を含む申込みの場合~~

~~臨時用工事の竣工検査は、現地写真の提出により省略することがある。~~

別冊給水装置工事施行基準は、標準給水装置工事施行基準より優先する。

見出し(章節番号、段落番号等を含む)については、標準給水装置工事施行基準に準拠している。なお、別冊給水装置工事施行基準独自の事項については見出し番号を追加している。

3. 手続

3.3 事務手続(P.16)

1. 事前協議

(4) その他

水道直結式スプリンクラー設備の設置を伴う工事については、事前協議不要とし、所管消防署と協議を行うこと。

2. 工事の申込み

(3)臨時栓工事 建築確認申請のある住宅等建築工事のために使用する工事用の水栓は、一般用として専用給水装置の水道料金を適用するが、臨時栓工事として取り扱う。

(4)給水主管工事 泉南水道センターでは、令和6年9月まで配水管工事又は給水管工事と取り扱いをしていたため注意すること。

表3-2に記載する以下の工種の申込は対象外とする。

工種		内容	
A	新設	2	用途指定(散水・駐車場・畑等)
B	改良	2	用途指定(散水・駐車場・畑等)

工種及び給水方法の内容等については参考のため、不明な場合は泉南水道センターへ問い合わせを行うこと。

10.メーター出庫

指定工事業者は、メーターが必要な場合、加入金の納入後にメーターを受け取ることができる。

~~※臨時栓工事を含む申込みの場合~~

~~臨時用工事の竣工検査は、現地写真の提出により省略することがある。~~

(追加)

(削除)

(表の削除)

(削除)

(削除)

4. 設計

4.5 給水管の口径決定

4.5.1 基本事項(P.41P.40)

5. 新設工事では、口径 13 mm及び30 mmは承認しないものとする。
 6. 田尻水道事業においては、口径 13 mm、口径 30 mmは承認しないものとする。

5. 施工

5.1 指定材料及び配管方法(P.73P.67)

2. 配水管等の取付口から敷地内までの配管例は 5.4 メーター設置基準に示す。

5.2 給水管の取出し

5.2.1 分岐(P.74P.68)

4. 口径 75 mm以上の給水管を引き込む場合は、原則として不断水式T字管を使用して分岐する。二受 T 字管等の断水を伴う取出しは、泉南地域水道センターと協議を行うこと。
 8. 給水管の引込みは、原則として 1 敷地につき 1 引込みとする。ただし、二世帯住宅や共同住宅等は協議によりこの限りではない。

1. 分岐の条件及び施工の留意点

(7) ダクタイル鋳鉄管のサドル付分水栓等による穿孔箇所には、穿孔部のさびや腐食の防止のために適切なコアを装着すること。(密着コアを推奨する)

不断水 T 字管分岐についても口径 150 mm以下は、コア(SUS 製)を使用すること。

(8) 配水管からの分岐口径は以下のとおりとする。

配水管		分岐管の口径(mm)										
管種	口径(mm)	20	25	30	40	50	75	100	150	200		
ダクタイル鋳鉄管 及び 鋳鉄管	75	A					分岐不可					
	100	A					分岐不可					
	150	A					分岐不可					
	200	A					分岐不可					
	250	A					分岐不可					
	300	A					分岐不可					
塩化ビニル管	350	A					分岐不可					
	400	A					分岐不可					
	40	A			分岐不可							
	50	A			分岐不可							
配水用ポリエチレン管	75	A			分岐不可							
	100	A			分岐不可							
	150	A			分岐不可							
	50	A			分岐不可							
ポリエチレン管(2層管)	75	A			分岐不可							
	100	A			分岐不可							

A	サドル付分水栓	B	不断水式T字管
---	---------	---	---------

4. 設計

4.5 給水管の口径決定

4.5.1 基本事項(P.40)

5. 新設工事では、口径 13mm 及び 30 mmは承認しないものとする。

5. 施工

5.1 指定材料及び配管方法(P.67)

2. 配水管等の取付口から敷地内までの配管例は 5.4 メーター設置基準に示す。

5.2 給水管の取出し

5.2.1 分岐(P.68)

4. 口径 75 mm以上の給水管を引き込む場合は、原則として不断水式T字管を使用して分岐する。二受 T 字管等の断水を伴う取出しは、泉南水道センターと協議を行うこと。
 8. 給水管の引込みは、原則として 1 敷地につき 1 引込みとする。ただし、二世帯住宅や共同住宅等は協議によりこの限りではない。

1. 分岐の条件及び施工の留意点

(8) 配水管からの分岐口径は以下のとおりとする。

配水管		分岐管の口径(mm)				
管種	口径(mm)	20	25	40	50	75
ダクタイル鋳鉄管	75	A				不可
	100	A				不可
	150	A				不可
	200	A				B
	250	A				B
	300	A				B
塩化ビニル管	40	A			不可	
	50	A			不可	
	75	A			不可	
	100	A			不可	
配水用ポリエチレン管	150	A			不可	
	50	A			不可	
	75	A			不可	
ポリエチレン管(2層管)	100	A			不可	
	40	A			不可	
	50	A			不可	

A	サドル付分水栓	B	不断水式T字管
---	---------	---	---------

(修正)
(追加)

(修正)

(追加)

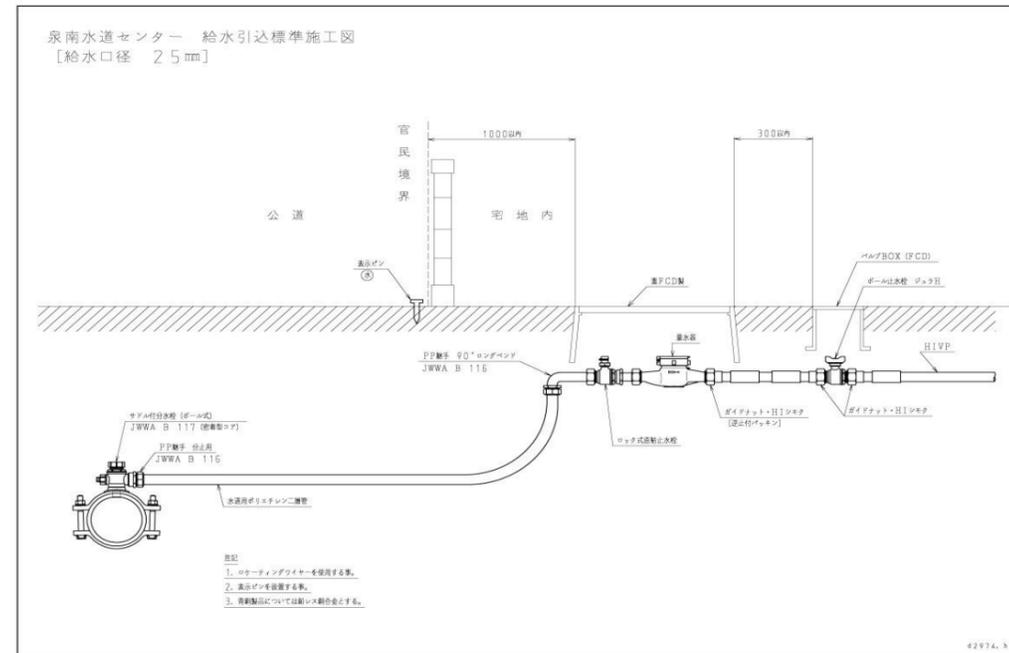
(表の変更)

削除

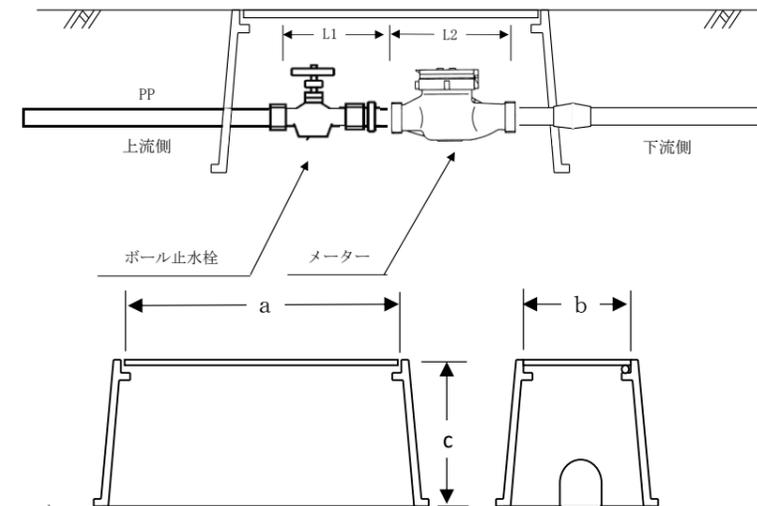
削除

削除

○口径 25mm



(図の削除)



(単位 : mm)

メーター口径(mm)	L1	L2	a	b	c
20	119~133.5	190	440	230	230
25	135~150.5	225	440	230	230

※a、bは最小寸法、cは参考寸法とする。

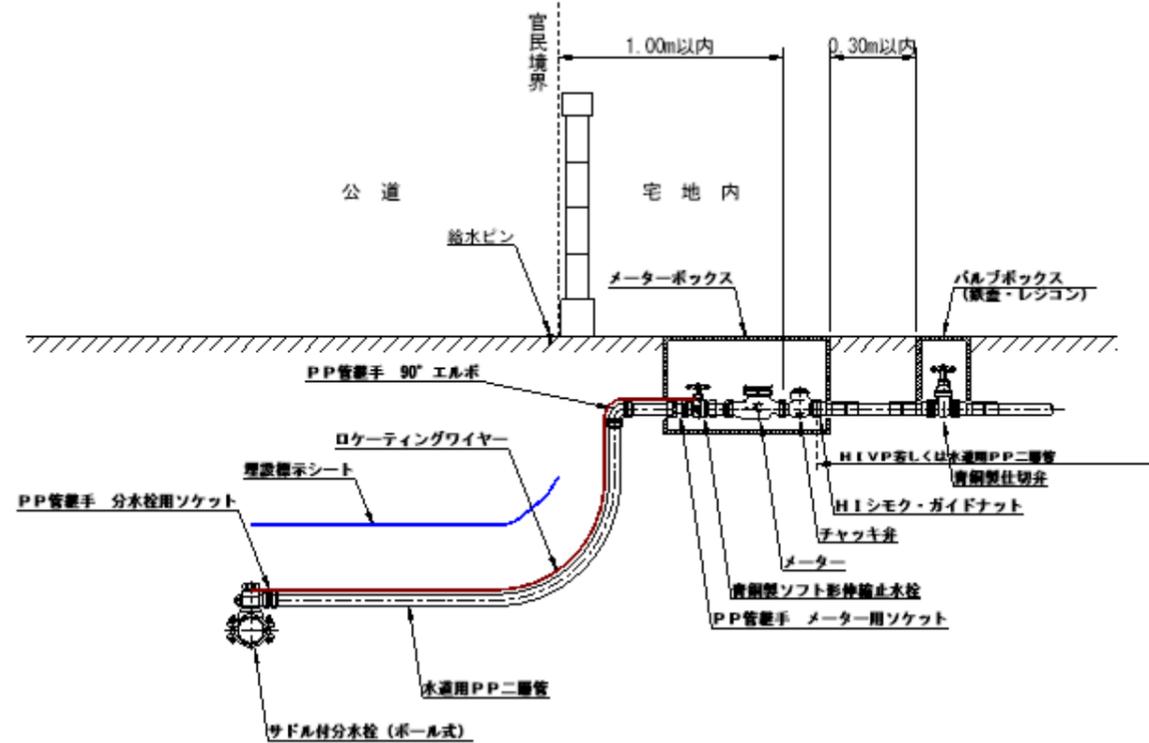
図 5-4 メーターボックスの標準図(口径 20~25 mm)

(図の削除)

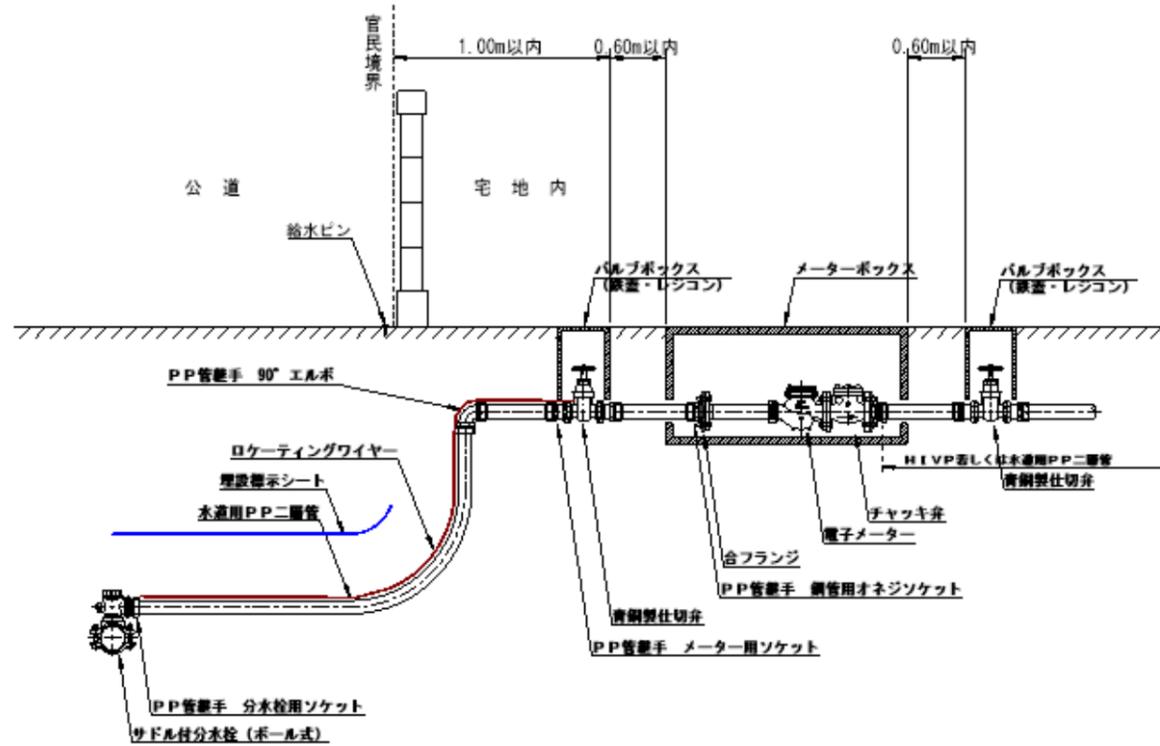
(表の削除)

(2)口径 30~75 mm以上のメーター室の構造は次のとおりとする。

○口径 30 mm・40 mm

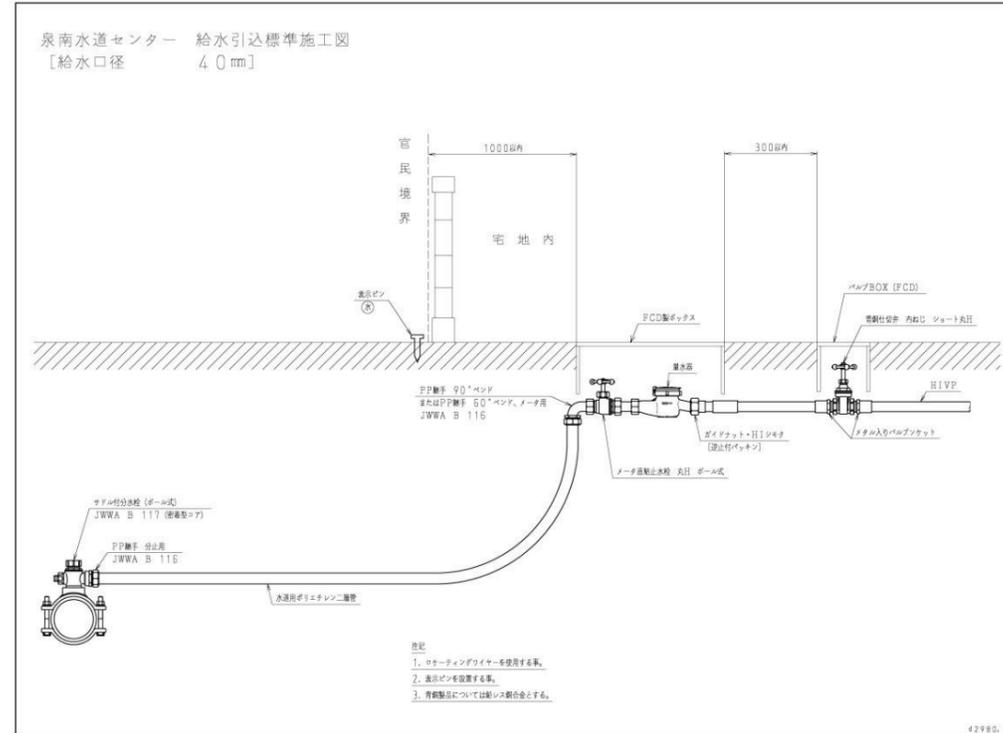


○口径 50 mm

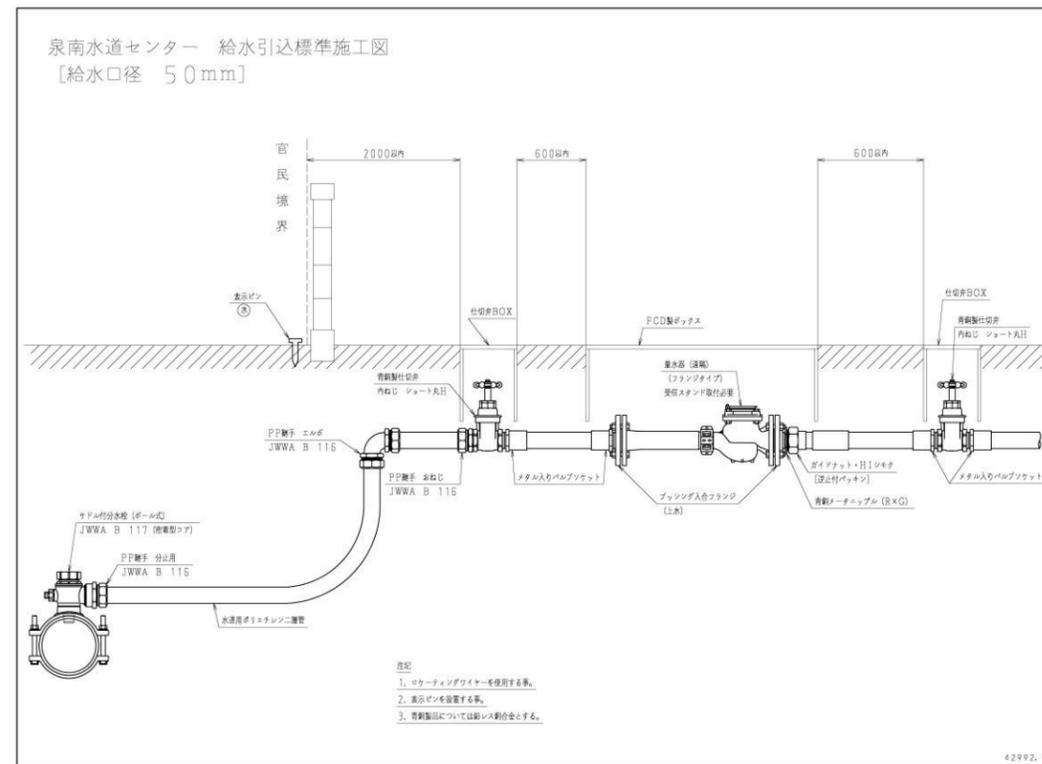


(2)口径 40~100 mmのメーター室の構造は次のとおりとする。

○口径 40mm



○口径 50mm

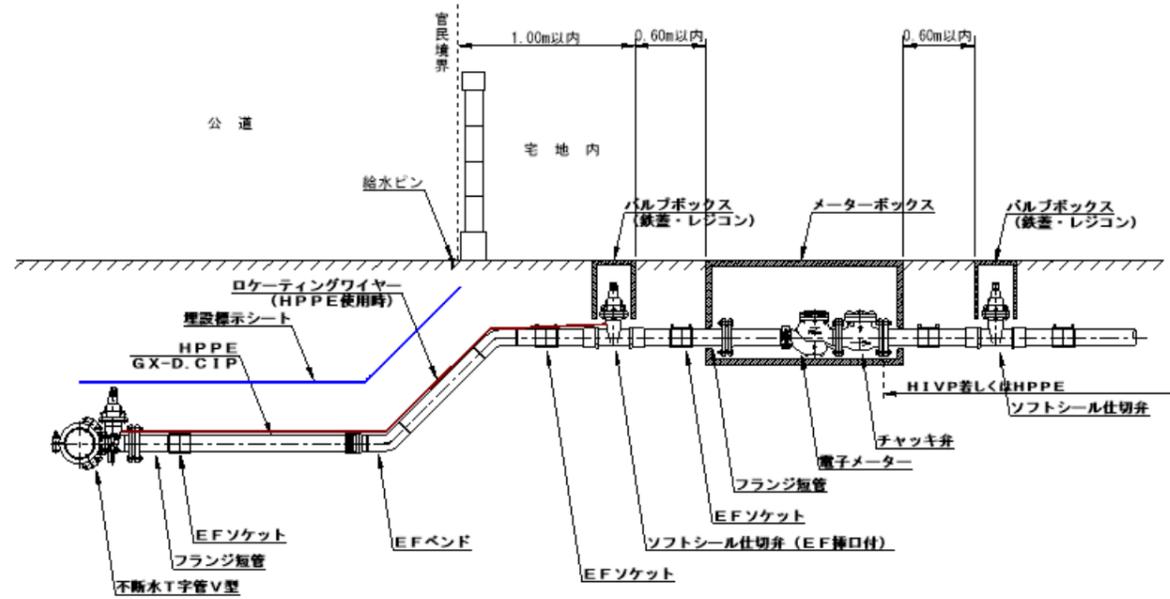


(修正)

(図の変更)

(図の変更)

○口径 75 mm・100 mm以上



単位:mm

メーター口径	メーター室寸法		メーター長さ Lm	メーター深度	
	A	B		h1	h2
40	552 以上	297 以上	560	300 以上	130 以上
50	595 以上	450 以上	560	300 以上	130 以上
75	750 以上	475 以上	630	425 以上	200 以上
100	885 以上	590 以上	750	450 以上	240

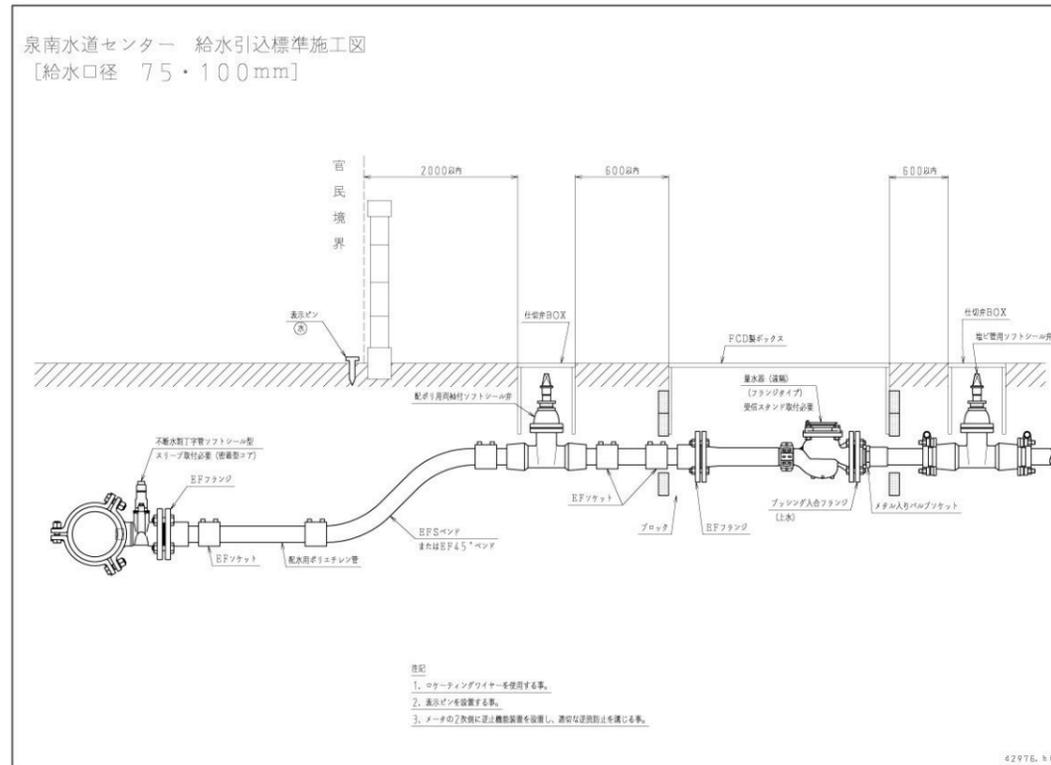
※上記の寸法は参考である。メーター交換が可能な寸法とし、協議すること。室の構造については、ボックス内においてメーター交換作業が容易にできる作業スペース及び電子メーター用読み取り器の設置位置も考慮し、泉南地域水道センターと協議の上、現場施工とする。また、その寸法上記基準を満たせば二次製品でも可とする。品質については協議する。

2. ~~メーターを設置する場所に関わらず、~~ 鋳鉄製メーターボックスを使用すること。

5.5.5 ~~スプリンクラー~~ 設備(P.86)

~~必要に応じて所管消防署と協議・打合せすること。~~

○口径 75mm・100mm



単位:mm

メーター口径	メーター室寸法		メーター長さ Lm	メーター深度	
	A	B		h1	h2
40	552 以上	297 以上	560	300 以上	130 以上
50	595 以上	450 以上	560	300 以上	130 以上
75	750 以上	475 以上	630	425 以上	200 以上
100	885 以上	590 以上	750	450 以上	240

※上記の寸法は参考である。メーター交換が可能な寸法とし、協議すること。その寸法を満たせば二次製品でも可とする。品質については協議する。

2. ~~メーターを設置する場所に関わらず、~~ 鋳鉄製メーターボックスを使用すること。

5.5.5 ~~スプリンクラー~~ 設備(P.86)

~~必要に応じて所管消防署と協議・打合せすること。~~

(修正)

(図の変更)

(修正)

(削除)

<p>6. 直結(直圧・増圧)式給水の施行基準</p> <p>6.1 3～5階直結直圧式給水(P.100P.93)</p> <p>1. 適用条件</p> <p>(6) 上記(1)～(5)を満たす場合でも、給水区域の変更などの将来計画や使用水量等が周辺給水に多大な影響が予想される場合、3～5階までの部分には、直結直圧式給水は承認しない。 「多大な影響」とは、濁水、水圧低下、出水不良、断水の発生及び配水管水圧が常時安定しない状態等を指し、これら事象の誘発が想定される場合は、3～5階直結直圧式を承認しない。</p> <p>(7) その他、漏水・メーター交換時の断水等を考慮の上計画すること。</p> <p>5. 水圧調査 申請者は、次に掲げるところにより近隣の蛇口等で配水管の水圧の調査を行い、結果を企業長に提出するものとする。泉南地域水道センターでは、将来計画の管網解析結果等で判断する。</p> <p>6.2 直結増圧式給水(P.104P.97)</p> <p>1. 適用条件</p> <p>(6) 上記(1)～(5)を満たす場合でも、給水区域の変更などの将来計画や使用水量等が周辺給水に多大な影響が予想される場合、3～10階までの部分には、直結直圧式給水は承認しない。 「多大な影響」とは、濁水、水圧低下、出水不良、断水の発生及び配水管水圧が常時安定しない状態等を指し、これら事象の誘発が想定される場合は、階直結増圧式を承認しない。</p> <p>(7) その他、漏水・メーター交換時の断水等を考慮の上計画すること。</p> <p>5. 水圧調査 申請者は、次に掲げるところにより近隣の蛇口等で配水管の水圧の調査を行い、結果を企業長に提出するものとする。泉南地域水道センターでは、将来計画の管網解析結果等で判断する。</p>	<p>6. 直結(直圧・増圧)式給水の施行基準</p> <p>6.1 3～5階直結直圧式給水(P.93)</p> <p>1. (6) 上記(1)～(5)を満たす場合でも、給水区域の変更などの将来計画や使用水量等が周辺給水に多大な影響が予想される場合、3～5階までの部分には、直結直圧式給水は承認しない。</p> <p>(7) その他、漏水・メーター交換時の断水等を考慮の上計画すること。</p> <p>5. 水圧調査 申請者は、次に掲げるところにより近隣の蛇口等で配水管の水圧の調査を行い、結果を企業長に提出するものとする。泉南水道センターでは、将来計画の管網解析結果等で判断する。</p> <p>6.2 直結増圧式給水(P.97)</p> <p>1. (6) 上記(1)～(5)を満たす場合でも、給水区域の変更などの将来計画や使用水量等が周辺給水に多大な影響が予想される場合、3～10階までの部分には、直結増圧式給水は承認しない。</p> <p>(7) その他、漏水・メーター交換時の断水等を考慮の上計画すること。</p> <p>5. 水圧調査 申請者は、次に掲げるところにより近隣の蛇口等で配水管の水圧の調査を行い、結果を企業長に提出するものとする。泉南水道センターでは、将来計画の管網解析結果等で判断する。</p>	<p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p>
--	---	-------------------------------------